

令和8年4月15日

各 位

東京労働局長

(公印省略)

令和8年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃から労働者の健康確保対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策については、5月から9月までの間、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、関係団体と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

また、令和7年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害の死傷者数は、令和8年1月末日時点の速報値で165人、うち死亡者数0人となっており、業種別にみると、建設業38人、警備業37人、小売業16人となっています（全国の発生状況は別紙参照。）。

今回、別添のとおり、令和8年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱が定められ、本キャンペーンを通じ、全ての職場において、本年3月に定められた別添「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症予防対策を講ずるよう広く呼び掛けるとともに、期間中、事業者は①湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと等、重点的な対策の徹底を図ることとしています。なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含まれます。

また、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを引き続き運営する予定となっています。

ついては、本キャンペーンの趣旨を踏まえ、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。